

議案第4号

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月20日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

令和6年人事院勧告及び東京都人事委員会勧告に基づき、職員の扶養手当、地域手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 扶養親族たる子（前項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。） 13,000円
- (2) 扶養親族たる父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（別表第1に規定する一般職給料表のうちその職務の級が4級である職員（以下「一般職4級職員」という。）の扶養親族たる父母等 3,000円）

第10条第3項第3号及び第4号中「配偶者、」を削る。

第11条第2項中「100分の10」を「100分の16」に改める。

第22条第2項中「につき3,500円、半日直1回につき2,000円、宿直1夜につき3,500円」を「又は宿直1夜につき6,100円」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「前項の勤務」を「勤務時間条例第8条の規定による宿日直勤務」に改める。

第23条第2項中「午前0時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）

2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間において、この条例による改正後のあきる野市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第2項及び第3項並びに第10条第3項の規定は適用せず、この条例による改正前のあきる野市職員の給与に関する条例第9条第2項及び第3項並びに第10条第3項の規定はなお効力を

有する。この場合において、第9条第3項の規定の適用については、同項中

- 「(1) 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（別表第1に規定する一般職給料表のうちその職務の級が4級である職員（以下「一般職4級職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等 3,000円）
- (2) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 9,000円」

とあるのは

- 「(1) 扶養親族たる配偶者（前項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。） 3,000円（別表第1に規定する一般職給料表のうちその職務の級が4級である職員（以下「一般職4級職員」という。）の扶養親族たる配偶者を除く。）
- (2) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる者をいう。以下同じ。） 11,500円
- (3) 扶養親族たる父母等（前項第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6,000円（一般職4級職員の扶養親族たる父母等 3,000円）」

とし、第10条第3項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族たる配偶者、父母等（前条第2項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。）」とする。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する特例措置）

- 3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の条例第11条第2項の規定の適用については、同項中「100分の16」とあるのは「100分の14」とする。